

## 井手たくの問い

法的な出資金の返還の規定というのはないということですが、一方で地方自治法でこの出資による権利というのがうたわれていて、出資したものは公有財産だということが書かれているんですよ。

## 道路整備課長の答え

料金の徴収期間が満了すれば県の方に戻されるのが、これが基本的な考え方であると思っております。

## 井手たくの問い

返還方法を公社としては残余財産分配請求権として取り扱いたいというふうなことを言っているんですが、これはどういう意味なんですか。

## 道路整備課長の答え

恐らく、これも推定の域を脱していないことなんですけれども、残余財産分配請求権ということですので、道路公社が解散をしたときに、その精算事務として道路公社が債務を返済した後の残余の財産、これについて分配がなされると、こういうことであると理解をしております。

## 井手たくの問い

出資金は使ってしまったら返さなくても構わないのではないかとというぐらいの気持ちで、この公社の意見の中に入っているのではないかと。



## 道路整備課長の答え

県といたしましては、出資をしたものとして最終的には返還がなされるのが基本であると、このように考えております。

## 井手たくの要望

県と公社の認識というのは、是非そろえておいてもらいたいなというふうに思います。この出資金については特にそういうふうに思います。

## その3 なぜ道路公社は計画を誤ったのか？



## 井手たくの問い

東名高速道路の(仮称)綾瀬インターチェンジというものが予定をされていて、その料金徴収の部分については道路公社がやるということですので交通量のリサーチ(推計)の仕方を確認させていただきたいと思っております。まず、本町山中有料道路については、計画の80%と、三浦縦貫道路については30%ということですので今交通量があるわけですが、どういうふうなりリサーチ(推計)をされたんですか。